



---

# 定 款

---



# 一般社団法人ビジネスサポートアライアンス神奈川 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ビジネスサポートアライアンス神奈川と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員である神奈川県内の中小事業者の経営活動を支援する活動を行い、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする調査及び研究
- (2) 会員の事業に関する情報の収集及び提供
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的を達成しようとする個人
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し事業利用を主とする中小企業者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し当法人の活動を援助しようとするもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)
- (2) 反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 当法人の会員組織運営にあたっては社員総会によって定められた会員規定により運営を行う。

(入会)

第6条 当法人に会員として入会しようとするものは、会員規定に則り入会申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。その承認をもって会員とする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 1名

(2) 監事 1名

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は代表理事を1名おく。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法定の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、社員総会の決議により、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出等)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会にて決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から(翌年)5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年5月31日までとする。